

(第1版)

令和8年熊本地震に係る 熊本県災害廃棄物処理実行計画

令和8年8月21日

熊 本 県

目 次

第 1 章 被災の状況	1
-------------	---

第 2 章 基本方針	4
------------	---

処理対象、処理主体、災害廃棄物の発生推計量、処理期間、処理にあたっての基本的な考え方、財源

第 3 章 災害廃棄物の処理

第 1 節 災害廃棄物の発生推計量

1 市町村別の発生推計量	5
2 種類別の発生推計量	5

第 2 節 災害廃棄物処理の基本的事項

1 役割分担	6
2 関係団体との連携	6
3 処理方法	7

第 3 節 県内処理と広域処理

第 4 節 処理スケジュール

第 5 節 進捗管理等

はじめに

熊本県では、平成28年4月に二度にわたる震度7の地震が発生し、多くの尊い命が失われました。その記憶が鮮明な中、令和8年7月にまたも震度7の地震が発生し、再び尊い命が失われるとともに、住家等の全半壊が多数発生するなど、県内の広い範囲で甚大な被害が発生しました。

被災地域では大量の災害廃棄物が発生したため、被災者の早期の生活再建に向けて、災害廃棄物の処理を適切に進めていく必要があります。

本計画は、「令和8年熊本地震 災害廃棄物処理基本方針」に基づき、災害廃棄物の処理に必要な具体的事項を整理し、各市町村が被災状況に応じ災害廃棄物処理を適正かつ円滑・迅速に実行することができるよう必要な事項を定めたものです。

第1章 被災の状況

令和8年（2026年）7月28日16時27分、熊本地方を震源とするマグニチュード7.1と推定される地震が発生し、広範かつ甚大な被害が生じました。

特に被害の大きかった、宇城、八代地域では、道路の損壊、家屋の倒壊、公共施設、ライフラインに極めて甚大な被害が生じました。

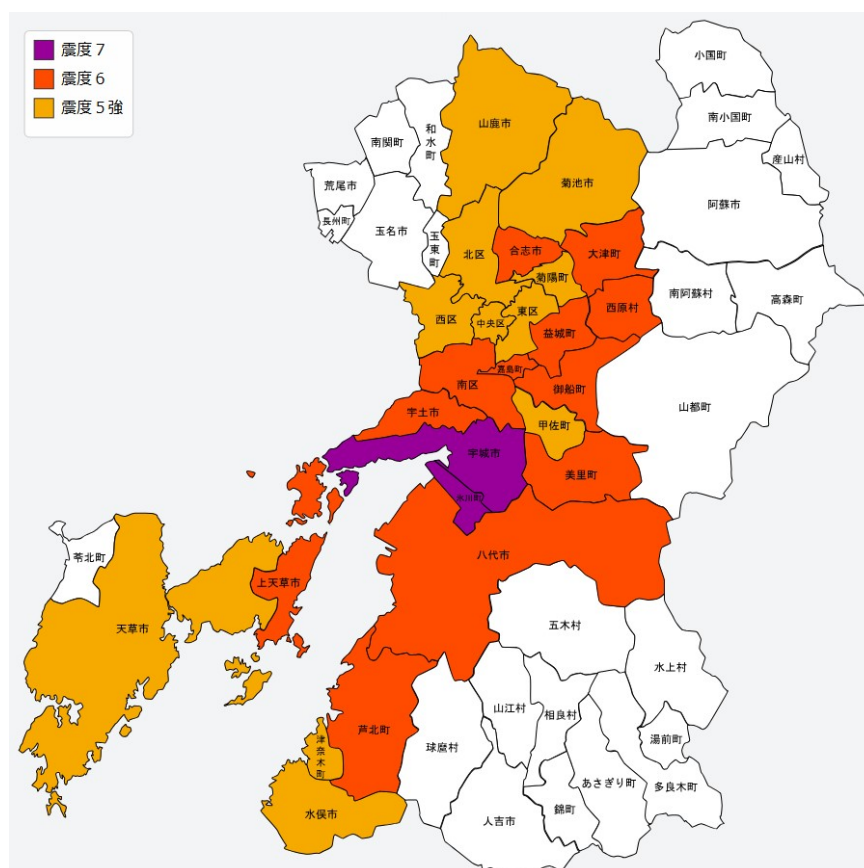


図1-1 震度5強以上の自治体



図1-2 被害状況写真

災害廃棄物発生量は60～100万トン、公費解体見込棟数は、6,000棟～13,000棟と推計しています。市町村ごとの推計は、表1－1のとおりです。

表1－1 災害廃棄物発生量及び公費解体見込棟数

(令和8年8月18日時点推計値)

地域	市町村	災害廃棄物発生量 (千t)	公費解体見込棟数 (棟)
熊本	熊本市	集計中	集計中
宇城	宇土市	70～90	700～1,000
	宇城市	140～300	1,500～4,000
	美里町	20～30	200～400
菊池	合志市	1未満	集計中
	大津町	1未満	集計中
阿蘇	西原村	1未満	集計中
上益城	御船町	5～10	50～100
	嘉島町	30～50	300～500
	益城町	30～50	300～500
	甲佐町	集計中	集計中
八代	八代市	120～270	1,300～4,000
	氷川町	50～110	500～1,500
芦北	芦北町	1未満	集計中
天草	上天草市	5～10	50～100
	天草市	1未満	集計中
県合計		600～1,000	6,000～13,000

※暫定的に熊本県が独自推計したもので、適宜見直します。

(震度6以上の市町村及び災害廃棄物の発生が見込まれる市町村を掲載)

※推計値につき、実際の被害状況とは異なります。

※災害廃棄物発生量は、片付けごみと解体ごみの合計です。

第2章 基本方針

熊本県では、今回の災害廃棄物の処理に係る基本方針を策定するとともに、この基本方針を踏まえ、災害廃棄物の処理に必要な具体的事項を整理し、市町村における適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を進めることとします。

1 処理対象

令和8年熊本地震により発生した災害廃棄物

2 処理主体

市町村（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項）

【県の役割】

①技術的支援

災害廃棄物の処理に対する技術的支援

②連絡調整

関係機関等との連絡調整

③進捗管理

処理状況等を全県的に把握し、進捗を管理

3 災害廃棄物の発生推計量

約60～100万t

※被害状況調査の進展により変動の可能性あり

4 処理期間

令和9年12月処理終了を目標

⇒発災後1年5か月で終了

※損壊家屋等の解体・撤去の進捗等による

5 処理にあたっての基本的な考え方

- ・被災者に寄り添った早急な生活再建の後押し
- ・積極的な広報による、早め早めの情報提供
- ・市町村の負担（事務・財政）軽減
- ・関係機関との連携による迅速な処理
- ・再生利用（リサイクル）と減量化の推進

6 財源

- ・環境省の補助事業を活用

第3章 災害廃棄物の処理

第1節 災害廃棄物の発生推計量

1 市町村別の発生推計量

片付けごみ及び解体ごみの市町村別推計量は集計中ですが、県全体で約60～100万tを見込んでいます。（P3 表1－1のとおり）

なお、発生推計量は、損壊家屋の解体・撤去の状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。

2 種類別の発生推計量

災害廃棄物の種類別の発生推計量は表3－1のとおりです。

表3－1 種類別発生推計量（単位：千t）

種類	発生推計量	備考
可燃廃棄物	29～49	繊維類、紙、木、プラスチック等
廃置	2～3	畳
不燃廃棄物	64～106	がれき類、ガラス、陶磁器、レンガ等
コンクリートがら	286～477	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
瓦	17～28	瓦
木くず	90～150	柱・梁・壁材、流木等
金属くず	4～7	鉄骨、鉄筋、アルミ材等
廃家電	1	テレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により使用できなくなったもの
解体残さ	2～3	土砂と木くず、コンクリートくず等が混じったもの
その他・処理困難物	1	処理困難物等
混合廃棄物	104～174	不燃廃棄物、可燃廃棄物、木質廃材、コンクリート塊、金属類などが混在したもの
合 計	600～1,000	

（注）端数処理により合計が合わない場合があります。

第2節 災害廃棄物処理の基本的事項

1 役割分担

災害廃棄物は一般廃棄物であり、一般廃棄物の処理主体である市町村が処理を実施することとなります。市町村と県の役割を以下に示します。

市町村の役割	県の役割
・仮置場の設置・管理 ・災害廃棄物処理体制の整備 ・災害廃棄物の運搬、処分等の実施 ・関係機関への協力・支援要請 など	・市町村への助言・支援 ・広域処理に向けた連絡・調整 ・県全体の災害廃棄物処理の進捗管理 など

2 関係団体との連携

(1) 災害廃棄物の処理

市町村は、仮置場の設置・運営及び災害廃棄物の処理について、必要に応じて災害時応援協定^{※1}に基づき、一般社団法人熊本県産業資源循環協会に要請します。

※1 「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」

(平成21年(2009年)5月15日)

県と社団法人熊本県産業廃棄物協会(現:一般社団法人熊本県産業資源循環協会)が締結。県は市町村から要請があった場合には、当該協会に協力を要請し、当該協会は災害時に発生する廃棄物の処理等及び応急措置に係る支援活動を行います。

(2) 損壊家屋等の解体撤去

市町村は、損壊家屋等の解体撤去について、必要に応じて災害時応援協定^{※2}に基づき、一般社団法人熊本県解体工事業協会に協力を要請します。

※2 「災害により損壊した建築物等の解体撤去の支援に関する協定書」

(平成30年(2018年)2月6日)

県と一般社団法人熊本県解体工事業協会が締結。県は市町村から要請があった場合には、当該協会に協力を要請し、当該協会は災害により損壊した建築物等の解体撤去の支援を行います。

3 処理方法

(1) 処理フロー

今回の地震で発生した災害廃棄物の処理における基本的なフローは次のとおりです。

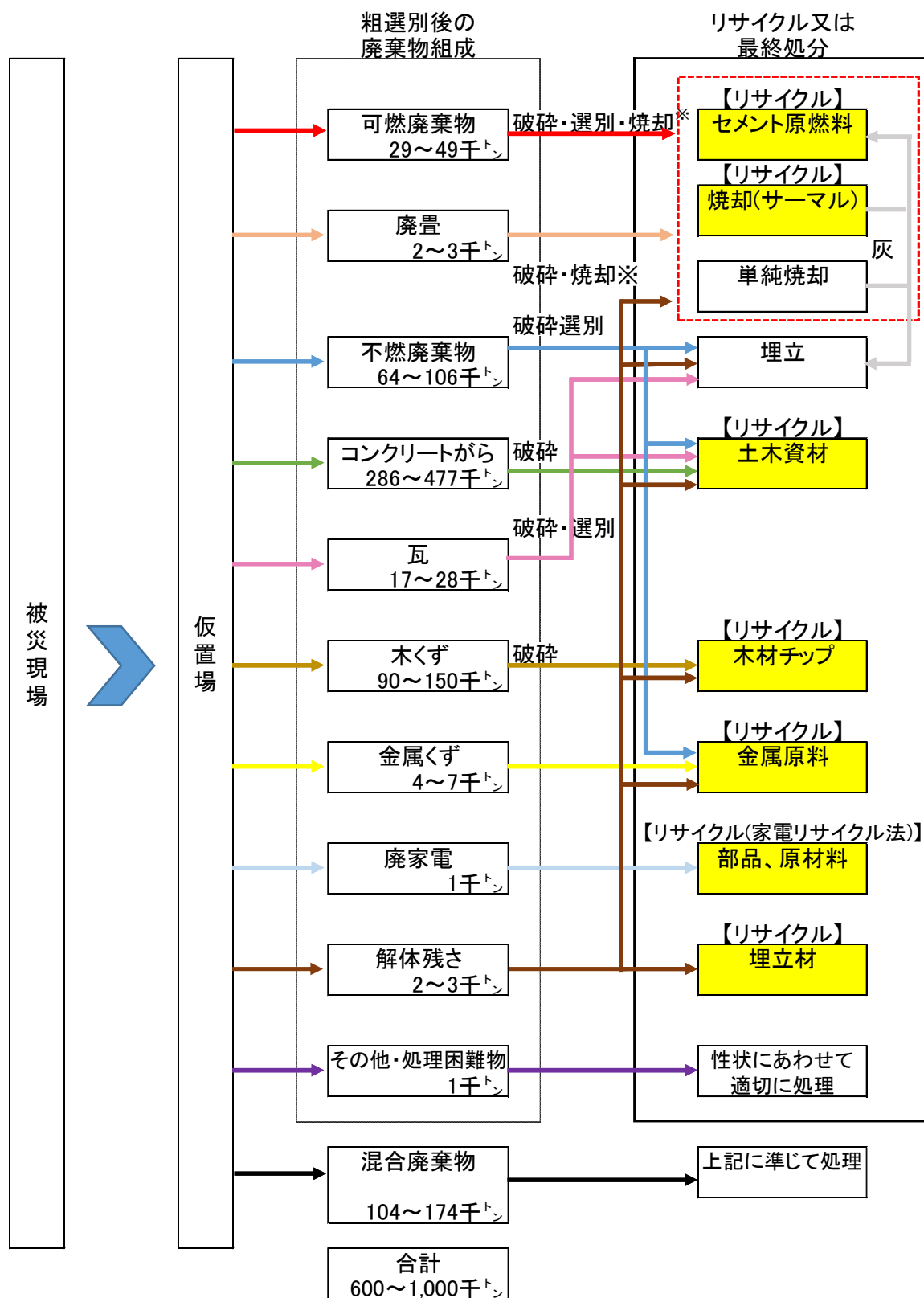


図3-1 処理フロー

(2) 損壊家屋等の解体・撤去

早期の復旧・復興を支援するため、被災市町村では必要に応じ損壊家屋の公費解体・撤去を進める予定です。

生活再建のために早期の解体・撤去を希望される方には迅速な解体・撤去を進める一方で、かけがえのない自宅を解体するか修繕するかを慎重に判断したい方に十分な検討期間を確保するとともに、修繕・利活用等の選択肢を提示するなど、被災者に寄り添った支援を行い、早期の生活再建を後押しします。

なお、解体・撤去に当たっては、石綿飛散防止対策、熱中症対策等に留意しながら安全に解体・撤去を進めます。

(3) 仮置場の設置及び管理

ア 市町村ごとの設置状況

市町村ごとの仮置場の設置状況を図3-2に示します。

発災後すぐの片付けごみ処理段階(7月～8月)で最大20箇所の仮置場が設置されました。被害が小さい地域では、発災から11日後(8月7日)に2箇所、20日後(8月16日)に更に2箇所が閉鎖されました。

表 3 - 2 災害廃棄物の種類と性状

災害廃棄物の種類	性状
 木くず	・木製家具や板、柱材・角材(倒(生)木も含む。)等から構成される。
 コンクリート がら	・損壊家屋等の解体により発生したコンクリート片やコンクリートブロックで、鉄筋等を取り除いたもの。
 瓦	・損壊家屋等の解体により発生する瓦くず(粘土瓦、釉薬瓦、いぶし瓦、セメント瓦等)。
 石膏ボード等	・損壊家屋等の解体により発生する石膏ボード、スレート等。
 金属くず	・金属製品あるいは災害廃棄物の中に混じっている金属片で、選別作業によって取り除かれたもの。
 ガラスくず、陶 磁器くず	・ガラス陶磁器製品及び損壊家屋等の解体により発生するタイルなどの壁材等。
 家電	・家電製品。 ※家電リサイクル法の対象品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)は、法令に沿って処理する必要がある。

	解体残さ (土砂混じりがれき)	・土砂と木くず、コンクリートくず等が混じったもの。
	その他・処理 困難物	・消火器、油類、ペンキ類、ガスボンベ、蛍光管、バッテリー等。 ※長期間保管せず、早期に処理する必要がある。

ウ 段階に応じたレイアウトの変更

今後、損壊家屋の解体・撤去を進める中で、「片付けごみ」から「家屋解体ごみ」へと搬入されるごみの種類が変わります。家屋解体ごみに必要な仮置場面積について検討を行い、現在の仮置場で不足する場合は、速やかに追加の仮置場を開設するとともに、災害廃棄物の種類に応じ仮置場の効率的な搬出入のため、仮置場のレイアウト変更等を行います。

① 発災初期から片付けごみの処理段階（発災から2ヶ月程度）

地震の場合は、割れた瓦の他、家電、家具等の木材、金属、畳などの大型の廃棄物や布団、マット、家財等が多く搬入されます。

② 家屋解体ごみの受入れ段階（発災から2ヵ月程度以降）

柱等の木材、コンクリート基礎、石膏ボード、瓦や解体残渣が多く搬入されますので、それらの廃棄物をより効率的に受け入れ、搬出できるレイアウトに変更します。

エ 管理

仮置場の設置者は、次の事項に留意して管理を行います。

- ・災害廃棄物を円滑に搬入・搬出するため、仮置場の出入口や搬入経路、仮置場内の各所に誘導員・係員を配置します。
- ・幹線道路等に渋滞が発生しないような搬入ルートの設定やモータープール（駐車スペース）の確保を行います。
- ・仮置場への不法投棄防止のため、夜間・閉鎖日には出入口の封鎖や看板の設置等の対策を講じます。
- ・木くずや可燃物は、高さ5m以上（畳は2m以上）積み上げないようにすることや、リチウムイオン電池使用製品が持ち込まれた場合は他の品目と分別するなど、火災発生を予防します。
- ・場内及び廃棄物への散水を適宜行うとともに、スレートや壁材等をフレコンバッグに保管するなど、災害廃棄物や粉じんの飛散防止対策を講じます。
- ・石綿（アスベスト）を含有する可能性のある廃棄物が仮置場に持ち込まれた場合は、フレコンバッグに封入するなどして飛散防止対策を講じます。

- ・仮置場の環境保全対策として、必要に応じて、鉄板やシート等での養生や、粉じん対策を講じます。
- ・強風時は、仮置場への搬入を停止し、防風ネットの設置や事前搬出等を行い廃棄物の飛散防止に努めます。
- ・薬品類やガスボンベ、電池類等の有害性・危険性のある処理困難物は適切に分別・保管し、早期に処理します。
- ・畳や木くず等の腐敗により悪臭や害虫が発生する可能性がある場合は、適宜消臭剤や殺虫剤を散布します。

（４）再生利用と減量化

災害廃棄物の再生利用及び減量化のために、破碎・選別を徹底し、再生利用率７０％以上を目指します。

（５）焼却処理

可燃廃棄物は大量に発生すると推計しており、基本的に再生利用を進めますが、再生利用困難な廃棄物も相当量発生します。これらの廃棄物の減量化、安定化、無害化を促進するため焼却処理を行い、その際、可能な限りサーマルリサイクル（熱回収）を行います。

県内で稼働中の一般廃棄物焼却施設及びＲＤＦ（ごみ固形燃料化）施設は、表３－３のとおり１６施設（処理能力計１，８７５ｔ／日）あります。

表 3－3 県内で稼働中の一般廃棄物焼却施設及びRDF施設の処理能力

地域名	市町村等	施設名	処理能力 [t/日]
熊本	熊本市	西部環境工場	280
		東部環境工場	600
宇城	宇城広域連合	宇城クリーンセンター ごみ処理施設	86
玉名	有明広域行政事務組合	東部環境センター	98
	有明広域行政事務組合	クリーンパークファイブ	50
山鹿	山鹿市	山鹿市環境センター	46
菊池	菊池広域連合	クリーンの森合志	170
阿蘇	阿蘇広域行政事務組合	大阿蘇環境センター 未来館(RDF 施設)	88
八代	八代市	八代市環境センター	134
芦北	水俣芦北 広域行政事務組合	水俣芦北広域行政事務組 合クリーンセンター	43
人吉	人吉球磨広域行政組合	人吉球磨クリーンプラザ	90
天草	天草市	牛深クリーンセンター	36
	天草市	御所浦クリーンセンター	10
	天草市	西天草クリーンセンター	17
	天草広域連合	本渡地区清掃センター	93
	天草広域連合	松島地区清掃センター	34
計			1, 875

※令和7年度(2025年度)環境省一般廃棄物処理事業実態調査(R6年実績分)を基に循環社会推進課で作成

(6) 最終処分

再生利用が困難なもの、焼却灰及びばいじん(セメント原料等資源化分除く)については、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場にて埋立処分を行うものとします。

また、ガラス、陶磁器などの廃棄物については、産業廃棄物安定型最終処分場も活用します。

(7) 処理困難物等の処理

処理困難物等の処理は、表 3－4 を基本とし、長期間保管せず、早期に適正に処理します。

表 3 - 4 処理困難物等の保管・処理方法（例）

ごみ種の例示	保管・処理方法(例)
畳、カーペット	・破碎後、焼却施設等で処理する。 ・雨水に触れないよう保管する。水にぬれた畳は腐敗が進み、その発酵熱により自然発火し火災の原因となりやすいため、高く積み上げない。 ・水にぬれた畳は運搬が困難で腐敗による悪臭が発生するため早期に処理する。
石膏ボード	・アスベスト含有石膏ボードは、非飛散性アスベスト含有廃棄物として適正に処理する。 ・有毒ガスが発生する恐れがあるため、水に浸からないように注意して取り扱う。 ・埋立処分を行う場合は、管理型最終処分場にて処分を行う。
太陽光パネル	・廃棄物処理業者に委託し、ガラス類と非鉄金属類に分けてリサイクルを行う。 ・太陽光パネルは光が当たると発電するため、ブルーシート等で覆う。また、感電しないよう絶縁手袋、ゴム長靴を着用するなど注意して取り扱う。
電池類(密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池)	・小型充電式電池(リサイクルマークがあるもの)は(一社)JBRC へ回収依頼する。 ・その他の電池類は、リサイクル協力店又はボタン電池回収協力店による回収を依頼する。若しくは、廃棄物処理業者に回収・処理を依頼する。
ガスボンベ(高圧ガスボンベ、LP ガス)	・高圧ガスボンベは高圧ガス保安協会へ回収を依頼する。 ・LP ガスは一般社団法人全国 LP ガス協会へ回収を依頼する。
タイヤ類	・被災自動車についたままのタイヤは自動車リサイクル法ルートで処理する。 ・廃棄物処理業者に回収・処理を依頼する。
廃蛍光管	・他の廃棄物と混ざらないよう分別し、割れないように保管する。 ・廃棄物処理業者に回収・処理を依頼する。
消火器	・購入店、メーカー、廃棄物処理業者に回収・処理を依頼する。
殺虫剤、消毒剤等の農薬、その他薬品 等	・購入店、メーカー、廃棄物処理業者に回収・処理を依頼する。
塗料、ペンキ	・購入店、メーカー、廃棄物処理業者に回収・処理を依頼する。
灯油、廃油 等	・購入店、ガソリンスタンド、廃棄物処理業者に回収・処理を依頼する。
廃自動車等	・原則、所有者の意思確認が必要。 ・自動車リサイクル法登録業者へ引き渡す。 ・車台番号の確認もとれないほど損傷のある被災自動車や所有者からの申出がない自動車は(公財)自動車リサイクル促進センターに届出する。

(8) その他

被災した自動車、家電、太陽光発電設備の保管・処理や、リチウムイオン電池による火災の防止、石綿飛散防止対策、熱中症対策等について、環境省から通知・事務連絡が発出されています。これらにも留意しながら、災害廃棄物を適正に処理します。

第3節 県内処理と広域処理

災害廃棄物の発生量は約60～100万tと推計しており、これらの災害廃棄物の処理を令和9年12月まで（発災後1年5か月以内）に終了することを目標としています。

災害廃棄物発生量、県内廃棄物処理施設における処理可能量、目標期間等を踏まえ、災害廃棄物が多量であり処理能力を確保しなければならない場合等については、県外を含めた広域処理を行います。

特に可燃廃棄物は、余力が不足する場合や、早急な処理が必要な場合（腐敗防止、台風対策等）、状況を見ながら県外の焼却処理施設での広域処理を行います。

市町村の一般廃棄物処理施設での処理が困難な場合、県では、国や関係自治体、地元事業者と調整のうえ、県内の一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設（民間）を活用します。また、必要に応じ、県外の処理施設を活用します。

第4節 処理スケジュール

1 災害廃棄物の処理

基本方針に従い、令和9年12月まで（発災後1年5か月以内）の処理終了を目標として取り組みます。

	令和8年						令和9年												令和10年			
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
熊本県災害廃棄物処理実行計画	策定		進捗管理を実施																災害廃棄物処理終了			
災害廃棄物の撤去 (片付けごみ)	被災地から撤去		■		■																	
家屋等解体 (公費解体)			損壊家屋等解体																	■		
仮置場	既存の処理施設、リサイクル施設等へ順次搬出																			■		
	撤去・原形復旧																		■			

図3-3 処理スケジュール

2 損壊家屋等の解体

早期の復旧・復興を支援するため、被災市町村では必要に応じ損壊家屋の公費解体の準備を行っています。

なお、想定件数は表3-5のとおりであり、今後、申請件数及び解体完了見込み時期を更新していく予定です。

表 3－5 市町村における公費解体の状況

(令和8年8月18日時点推計値)

地域	市町村	公費解体見込棟数 (棟)
熊本	熊本市	集計中
宇城	宇土市	700～1,000
	宇城市	1,500～4,000
	美里町	200～400
菊池	合志市	集計中
	大津町	集計中
阿蘇	西原村	集計中
上益城	御船町	50～100
	嘉島町	300～500
	益城町	300～500
	甲佐町	集計中
八代	八代市	1,300～4,000
	氷川町	500～1,500
芦北	芦北町	集計中
天草	上天草市	50～100
	天草市	集計中
県合計		6,000～13,000

※暫定的に熊本県が独自推計したもので、適宜見直します。

※推計値につき、実際の被害状況とは異なります。

第5節 進捗管理等

- 県では、災害廃棄物の早期適正処理を推進するため、全被災市町村について、定期的に進捗状況を把握し、必要な助言等を行います。進捗状況の把握並びに課題の把握及び解決を目的とした、関係者が参加する進捗管理会議（仮称）を開催します。
- 公費解体・撤去の進捗状況について、定期的に公表を行います。
- 周辺環境保全、作業環境保全及び破碎・選別品の品質を確保しつつ、状況に応じて、処理方法等についての助言及び広域調整を行います。
- 災害廃棄物処理の進捗管理を行う中で、中間目標の設定など必要に応じて本計画の改定を行います。